破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第３４０号
大阪市鶴見区今津北３丁目６番25―1103号
破産者　石村　政雄
1　破産債権の届出期間　平成27年８月５日まで
2　一般調査期日　平成27年９月10日午後２時30分
平成27年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７６５号
大阪市東淀川区豊新４丁目３番６―801号
破産者　池田　昌弘
1　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
2　一般調査期日　平成27年９月28日午後２時30分
平成27年７月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７６３号
大阪府茨木市真砂１丁目13番15号　エクセレントライフ真砂201号
破産者　吉田登美子（旧姓江湖田）
1　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
2　一般調査期日　平成27年９月17日午後２時
平成27年７月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３４２号
大阪府高槻市津之江町１丁目50番６号
破産者　道正　和也
1　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
2　一般調査期日　平成27年10月８日午後２時30分
平成27年７月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７６７号
大阪市都島区内代町３丁目２番１号
破産者　株式会社フオーラム
1　破産債権の届出期間　平成27年８月12日まで
2　一般調査期日　平成27年９月17日午後２時
平成27年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３号
香川県高松市今里町１丁目27―８　セルリアン今里405号、開始決定時住所香川県観音寺市観音寺町甲3161番地
破産者　藤川　　均
1　破産債権の届出期間　平成27年８月18日まで
2　一般調査期日　平成27年10月６日午前10時35分
平成27年７月７日
高松地方裁判所観音寺支部

破産債権の特別調査期間

平成２６年（フ）第９５０号
兵庫県姫路市夢前町山富13番地の２
破産者　株式会社姫路書写ゴルフ場
特別調査期間　平成27年８月５日から平成27年８月７日まで
平成27年７月７日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第６号
山口県大島郡周防大島町日前1932番地24、開始決定時の住所山口県熊毛郡田布施町大字波野1215番地20、住民票上の住所山口県大島郡周防大島町大字椋野208番地３
破産者　中村　宏雅
異議申述期間　平成27年８月18日まで
平成27年７月８日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可決定

平成２７年（フ）第１２号
岩手県一関市字北壷躍２番地６　根岸荘２―１
破産者　菊池　　清
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２０４３号
東京都港区南青山５丁目12番３号米田マンション
清算株式会社　キャロルジャポン株式会社
代表清算人　劉　　信一
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２０４４号
東京都千代田区平河町１丁目２番10号
清算株式会社　株式会社アーバンソフトマネージメント
代表清算人　前田　欣也
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第３０１７号
大阪市西淀川区千舟１丁目５番１号
清算株式会社　株式会社田中企画
代表清算人　福田　悦雄
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０１６号
東京都文京区白山１丁目30番10号赤池ビル
清算株式会社　株式会社インターバイオテクノ
代表清算人　岩尾　光平
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　特別清算債権の定義
(1)　平成27年４月22日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権とする。
(2)　弁済の場所
本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
(3)　端数の処理
割合弁済の結果生じる10円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権
1　協定債権の定義
本協定における協定債権とは、特別清算債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
2　協定債権の弁済
(1)　弁済額
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後１ヶ月以内に、現時点で残存する現預金額から必要な費用を控除した金額を弁済原資として、下記の計算式により算出された金額（別添債権額一覧表「弁済予定額」欄参照）を弁済する。
弁済額＝各債権額×配当率（弁済原資÷総債権額）
なお、配当率については、以下の通りである。
弁済原資4702266円÷総協定債権額（遅延損害金を含む）142907998円＝配当率3.29％
(2)　免除
清算株式会社は、第２項２(1)の弁済時に協定債権額と弁済額の差額（別添債権者一覧表「免除予定額」参照）並びに特別清算開始決定日以降の利息及び遅延損害金について免除を受ける。
(3)　新たな財産が発見された場合
第２項２(1)の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第２項２(2)の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別表省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部